

東証配当指数の算出要領



2010年10月18日版

株式会社東京証券取引所

株式移転等による上場廃止銘柄の配当金の取り扱いについて変更いたしました。

2010年10月18日発行

1. はじめに.....	2
2. 概要等	3
(1) 概要.....	3
(2) 配当指数の計算対象.....	3
3. 計算方法.....	4
4. その他	6
(1) 公表.....	6
(2) 利用許諾.....	6
(3) 問合わせ先.....	6

1. はじめに

- ・ 株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）では、東証が算出する株価指数の構成銘柄を一定期間保有していた場合に得られる配当額を指数化した配当指数（以下「配当指数」といいます。）を、原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出している。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と東証が判断した場合は、東証が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は東証の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、東証に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、東証は、本資料を利用される方が、本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

2. 概要等

(1) 概要

- ・ 配当指数とは、対象株価指数の構成銘柄を一定期間保有していた場合に得られる配当額を指数化したものである。
- ・ 具体的には、銘柄ごとの配当額に指数用株式数をウェイトした値の株価指数の基準時価総額に対する比率を、当日の指数構成全銘柄について加算し、その値をその年の1月第一営業日から算出日までとの間、累計したものとなり、指数の計算期間は、毎年第一営業日から翌年3月の最終営業日までとする。したがって、毎年新たな配当指数が算出・公表されることになる。
- ・ なお、銘柄ごとの配当額は、予想配当金を利用し、予想配当と決算短信で公表された配当金との差異が生じる場合には、配当落日が属する月の3ヶ月後の7日にその差異の調整分を指数の算出に反映する。(予想配当金及び決算短信で公表された配当金は、東証の配当込み指数で利用する配当金と同様。)

(2) 配当指数の計算対象

- ・ 次の指数を対象とします。
 - a. TOPIX
 - b. TOPIX Core30

3. 計算方法

- ・ 配当指数は、指数計算対象期間（毎年1月第一営業日～翌年3月最終営業日）の配当指数の指数値の累積値となり、原則、配当落日及び配当落微調整日に指数値が変化することになる。そのため、原指数の構成銘柄の最初の配当落ち日までは、指数値はゼロとなる。
- ・ 指数の値は、円銭表示でなく、指数化したポイント表示であり、表示単位は小数点以下第2位（第3位四捨五入）までとなっている。

a. 配当落日の指数値の計算

$$\text{前営業日の指数値} + \left(\frac{\text{当該配当落日の配当落金額の総額}}{\text{当該配当落日の原指数の基準時価総額}} \times \text{原指数の基準値} \right)$$

- ・ 各銘柄の配当落金額＝配当落ち日前営業日の指数用株式数（浮動株比率を反映）×予想配当金
- ・ 配当落金額の総額＝各銘柄の配当落金額の合計
- ・ 原指数の基準値＝TOPIX:100、TOPIXCore30:1000

b. 配当落微調整日の指数値の計算

$$\text{前営業日の指数値} + \left(\frac{\text{当該配当落微調整日の配当落微調整額総額}}{\text{配当落日の原指数の基準時価総額}} \times \text{原指数の基準値} \right)$$

- ・ 各銘柄の配当落微調整額＝配当落ち日前営業日の指数用株式数（浮動株比率を反映）×（決算短信で公表された配当金－予想配当金）
- ・ 当該配当落微調整日の配当落微調整額総額＝各銘柄の配当落微調整額の合計
- ・ 配当落日の原指数の基準時価総額＝当該配当落微調整に対応する配当落日の原指数の基準時価総額
- ・ 原指数の基準値＝TOPIX:100、TOPIXCore30:1000

c. その他

- ・ 配当落微調整は、配当落日が属する月の3ヵ月後の7日（休業日にあたる場合には順次繰り上げる。）に実施。（次ページのd参照。）
- ・ 配当金は、原則として、金銭配当（記念配当、特別配当を含む。）のみを対象とする。ただし、時価評価が容易に可能な金銭以外（有価証券等）による配当が行われる場合で、当取引所が必要と判断した場合には、予め周知した上で、配当金に含めることができることとする。
- ・ 配当金には、株主優待は含まないこととする。
- ・ 配当落微調整処理の対象期間は、「配当落微調整実施日の3営業日前までに開示されている情報」を対象とする。ただし、上述の対象期間外に配当修正が開示され、その修正内容が指数値に与える影響が大きいと東証が判断した場合、追加で配当落微調整を実施する。

《配当落日が属する月と配当落微調整日の対応表（2010年）》

配当落日が属する月	配当落微調整日	備考
2010年1月	2010年4月7日	2010年1月の配当落から指数に反映
2010年2月	2010年5月7日	
2010年3月	2010年6月7日	
2010年4月	2010年7月7日	
2010年5月	2010年8月6日	
2010年6月	2010年9月7日	
2010年7月	2010年10月7日	
2010年8月	2010年11月5日	
2010年9月	2010年12月7日	
2010年10月	2011年1月7日	
2010年11月	2011年2月7日	
2010年12月	2011年3月7日	2011年3月の配当落ち微調整までを指数に反映

《配当指数の計算イメージ：基準値が100の場合（配当落ち微調整なし）》

構成銘柄名	配当落日	配当落金額 (a)	配当落日前日の 指数用株式数 (浮動株調整後) (b)	配当落金額の総額 (c) = (a) × (b)	配当落日の 原指数の基準 時価総額 (d)(*)	(e) = (c) / (d)
A社	2010/1/27	10.00	100,000	1,000,000	4,000,000	0.25
B社	2010/3/29	20.00	150,000	3,000,000	4,000,000	0.75
C社	2010/5/27	15.00	1,000,000	15,000,000	4,000,000	3.75
D社	2010/6/28	5.00	200,000	1,000,000	4,000,000	0.25
A社	2010/7/28	10.00	120,000	1,200,000	4,000,000	0.30
B社	2010/9/28	20.00	1,500,000	30,000,000	4,000,000	7.50
C社	2010/11/26	10.00	1,000,000	10,000,000	4,000,000	2.50
D社	2010/12/28	5.00	200,000	1,000,000	4,000,000	0.25

上記は指数の計算方法を理解するための数値であり、実際の数値とは異なる。

(*)TOPIX 基準時価総額(2010.6.30 現在)=20,154,654,760,813

(上記累計①)

15.55

●原則

- ・配当落日ベースで予想配当額(a)を算入。したがって、年初から最初の配当落日までは指数値はゼロ。
- ・配当落日時点の発行済み株式数(浮動株ベース)(b)を乗じて、配当時価総額を出す(c)。
- ・(c)を配当落ち日の対象指数の基準時価総額(d)で除する。(e)
- ・コーポレートアクションで基準時価総額が修正された場合には中間配当時と期末配当時で除数が異なる。
- ・当日の配当落ち分までの(e)を加算したものが配当指数となる。
- ・予想配当が実現配当と異なっている場合には、後日、配当に修正する。
- ・中間、期末のほか、特別配当、記念配当についても同様に実施する。
- ・1月1日から12月31日までの配当落ち分を累計。(12月分が確定する3月まで算出を継続)
- ・2010年の配当指数は、2010年1月第一営業日から算出を開始し、2011年3月最終営業日まで算出を終える。

(指数値=①×100)

1,555.00

4. その他

(1) 公表

- ・ 「配当指数」は、東証のホームページを通じて公表する。

(2) 利用許諾

- ・ 「配当指数」は、東証の知的財産であり、これら指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は東証が有している。このため、「配当指数」を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など「配当指数」を商業的に利用する場合には、東証とのライセンス契約が必要となる。

(3) 問い合わせ先

株式会社東京証券取引所
情報サービス部 指数担当
E-mail : index@tse.or.jp / 電話番号 : 03-3666-0141(代)

以 上